受験番号	氏名	受験番号	氏名
00710	井上　博之	00765	松田　真
00766	宮川　晴裕	00801	沖田　善文
00880	平田　諭	00953	坂本　有彦
01100	真方　雪恵	01200	高瀬布紗子
01213	澁谷美由起	01219	吉本　和弘
01440	吉田　康人	01802	田村　拓也

受験地　福岡県（計49名）

受験番号	氏名	受験番号	氏名
00035	田島　秀雄	00051	馬田　良範
00059	長峰　朋幸	00061	田中　義浩
00135	飯田　隆人	00141	井之上千秋
00157	竹村　晴隆	00179	阿部　俊介
00284	岡　隆充	00309	智原　翔悟
00354	井上　清貴	00394	三室　正子
00730	門脇　正義	00769	田實　英己
00797	溝田　真史	00804	吉田　明弘
00805	緒方　健	00820	椛島　康平
00852	築山　昌弘	00919	坂口　裕子
00924	恒松由里江	00958	田中　馨子
00994	梅谷　奈苗	01007	三宅　昭信
01048	荒木恵美子	01051	小野健一郎
01111	大田尾宏之	01205	佐藤智恵美
01336	寺下　純子	01352	庄本　愛子
01412	大形　洋	01509	安里さち子
01550	杉本　忠昭	01576	砂田　聡
01755	髙島　聖也	01765	中川　真紀
01997	橋本さおり	02060	京原　健
02063	山本　剛嗣	02150	井上　久信
02255	縄田代里子	02292	吉川　哲治
02334	田辺　亮介	02449	羽田　博樹
02535	渡邉　修一	02574	門司　明子
02734	松田　紀子	02990	中川　聡弘
03208	阿久根　寛		

受験地　熊本県（計10名）

受験番号	氏名	受験番号	氏名
00002	吉野　達哉	00115	下田　幸雄
00173	吉田　志	00278	東　吾郎
00290	田代　剛士	00345	中村　仁美
00434	甲佐　敬	00451	松村　義之
00523	阿部　大輔	00907	小沼健二郎

受験地　沖縄県（計４名）

受験番号	氏名	受験番号	氏名
00020	藤原　亮	00040	安里　匡平
00071	福家　敦朗	00267	野原　信男

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３８３号
札幌市東区北28条東15丁目２番７号　グランステージ元町101号
債務者　冨嶋　貴志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９５号
札幌市北区拓北４条１丁目17番20―102号
債務者　田中　隆人
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６３号
札幌市中央区南21条西11丁目１番10号　サッポロフラワーハイツ102号
債務者　水戸　裕幸
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８０号
札幌市北区屯田７条１丁目13番20号　プロムナードＥ―２号
債務者　菊地　友紀（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９３号
札幌市北区北19条西３丁目２番33―204号
債務者　渕瀬　武康
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５６６号
札幌市中央区北５条西17丁目13番地16　シュペールシャトー405号
債務者　成田　静枝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７０号
札幌市南区澄川５条12丁目７番25号
債務者　大平　律子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３号
千葉県旭市ニの1590番地　コーポ城ノ内102
債務者　藤井　忍
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４５６号
相模原市中央区相模原５丁目11番１号　ライオンズマンション相模原第７―207号
債務者　與儀　政作
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４５７号
相模原市中央区相生４丁目12番８号　ヒサコフラット202
債務者　垣田　龍也
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４６１号
相模原市中央区清新２丁目３番12号　シティハイム　シャルマン205
債務者　石田　泰裕
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４６４号
相模原市中央区上溝3845番地８
債務者　住谷由美子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部